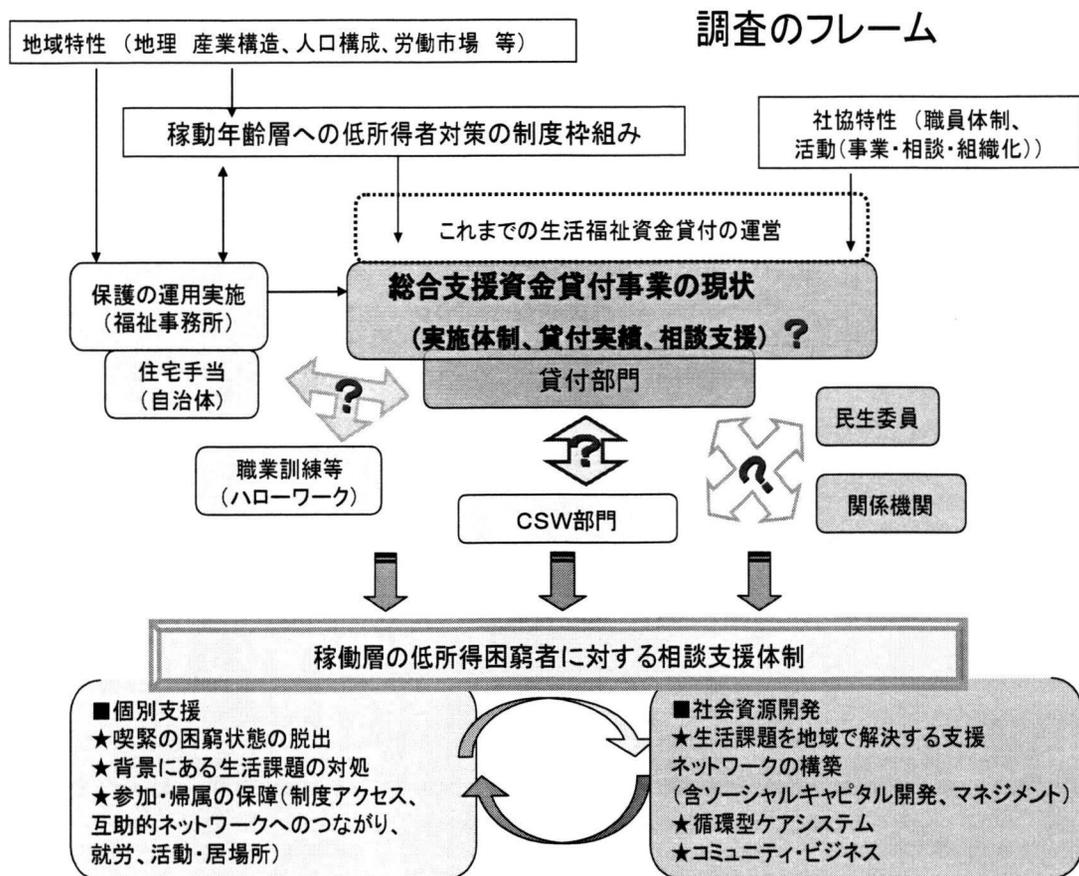


定した。それぞれ、以下のような変数が考えられる。

環境要因としては、産業構造や労働市場等と深く関連するものとして、「地域特性」（市部/町村部等の地理的属性・人口構成）を想定した。運営の構造的な外部規定要因としては、「稼働年齢層への低所得者対策の制度枠組み」（保護と第二のセーフティネットとの整合性、労働施策・住宅施策・ホームレス施策との整合性等）や、所在地域内における「保護の運用」（保護の決定実施における裁量）を想定した。内部規定要因としては、社会福祉協議会の職員体制（人材の量的質的確保の状況）、事業や地域組織化の実施状況（身近に利用可能な制度・サービス資源をどの程度もっているか、運営の重心がサービス事業か地域組織化にあるか、地域の支援ネットワーク構築にむけたソーシャルキャピタルの開発状況）を想定した。

その上で、調査項目においては、特に、資金貸付の運用を担う組織の運営体制にかかわる内的規定要因に着目し、社会福祉協議会の職員体制、事業や地域組織化の実施状況に関する項目を、説明変数として設定した。

図表 8-2 調査のフレーム



3 実施方法

(1) 対象のサンプリング

全国の市区町村社会福祉協議会（生活福祉資金貸付担当）とした。

母集団は、社会福祉法人全国社会福祉協議会・地域福祉推進委員会『社会福祉協議会名簿（2007年10月現在）』に記載されている社会福祉協議会（生活福祉資金貸付担当）、合計1937機関とした。内訳は、市社協（特別区含む）788箇所、町社協824箇所、村社協195箇所、指定都市区130箇所である。なお、政令市については、政令市内の区社協を対象とし、政令市社協そのものは、調査対象に含めないこととした。

標本抽出にあたり、予想母比率0.5、信頼度係数1.96（信頼度95%）、誤差最大値0.04、回収率予想50%として標本サイズを計算した。結果、標本サイズ916.9を得たため、系統抽出の間隔を2として、968の標本を得た。さらに、政令市のさいたま市については、市内10区に設置されている市社会福祉協議会の「区事業所」を「区社協」と同等とみなし、5区事業所を標本に加えた（「区社協」に含めた）。

以上より、標本数合計を973とした。

(2) 配布及び回収方法

自記式質問紙を郵送配布・郵送回収した。

(3) 調査項目

把握事項は、社会福祉協議会の類型（市区、町村等）や組織体制、福祉資金貸付の実施体制・実績、貸付部門における相談支援のプロセス別実施状況、貸付部門と他部門・他機関との連携状況等である。

(4) 実施期間

平成22年1月8日～1日29日（期間後到着した返送票の受付期限は2月16日）。

(5) 配布及び回収状況

配布数973のうち、回収数527、回収率54.2%（回収数/配布数×100）であった。

(6) 倫理的配慮

国立保健医療科学院研究倫理審査の承認を得た（承認番号NIPH-IBRA#10004）。

(7) 備考

なお、全国調査の周知のため、調査開始時点で、アンケート調査の概要および調査票の様式を、全国社会福祉協議会民生部、都道府県社会福祉協議会、政令市社会福祉協議会、厚生労働省社会・援護局地域福祉課等に送付した。

一部（7箇所）の政令市社協からは、調査票の記入可能な部分について自主的にご回答・ご返送いただいた。これらの回答を含めた単純集計も試行したが、政令市社協は実施体制や実績等の規模が大きく、政令市社協を含めると集計の平均値等に大きな影響が出るということが明らかになった。このため、本年度研究書における集計分析においては、政

令市社協からの回答は除外している。

4 分析方法

調査データを入力、クリーニングの上、データセットを作成した。

その上で、自由回答以外の設問について、統計ソフト SPSS (Ver. 18.0 for Windows) 等で分析した。

以下、9章から11章において単純集計結果の概要を報告する。なお、全国的な概況を提示することを優先し、本報告書においては多変量解析に基づく説明変数と被説明変数との関連等については、提示していない。

また、第12章では、自由記載のうち、問45「総合支援資金の貸付や借受人への自立支援のあり方について、日ごろお感じになっておられることや、このアンケートについてのご意見など、ご自由にご記入ください。」について、回答のあった全てのものについて、掲載した。

【謝辞】

資金貸付の現場が多忙を極めていらっしゃるなか、本調査が、現場の皆様にも更なるご負担をおかけいたしましたことについて、お詫び申し上げます。同時に、多くの皆様が、お忙しいなか、本調査にご協力くださいましたことについて、心より感謝申し上げます。また、調査票の設計段階では、プリテスト（試行）や設問文の検討の過程で、複数の社会福祉協議会の皆様に、お力添えをいただきました。記して感謝いたします。

(要約)

本章では、アンケートに回答した社会福祉協議会の組織体制や事業についての単純集計結果を報告する。

回答のあった527の社協の内訳は、市区社協が48%、町村社協が52%であり、回収標本は母集団と比べて偏りが少ないことが確かめられた。

職員体制・人数は社協によって差があるが、全般的に介護福祉士や介護支援専門員の有資格者が多い反面、社会福祉士や精神保健福祉士の資格を持つ職員は少ない。地域福祉活動専門員の人数も少なく、コミュニティ・ソーシャルワーカーを配置している社協の割合も少ないなど、社会福祉分野の専門的知識や技術を備えた人材が少数であることが明らかとなった。

実施している事業は、高齢者や障害者を対象とするものが多く、子育て世帯や低所得者への対応は弱い。また、当事者組織の運営・支援や住民参加型サービスの実施が相対的に少なく、サービスの提供者としての取組みは行っているものの当事者参加や当事者主体の取組みは不十分であった。

なお、社協の属性・活動は、社協が位置する自治体の規模や人口・高齢化率などの影響を受けていると思われるため、今後はこれらの条件を踏まえた分析を行うことが課題である。

1 はじめに

本章では、アンケートに回答した社会福祉協議会の組織体制や事業についての単純集計結果を報告する。

2 社会福祉協議会の区分・位置する自治体

(1) 社協の市町村区分

回答のあった527の社協の内訳は、市（東京23区を含む）が42%、区（政令市の区）が6%、町が43%、村が10%であった（図9-1）。本調査対象は、社会福祉法人全国社会福祉協議会・地域福祉推進委員会『社会福祉協議会名簿（2007年10月現在）』にある1,937社協を母集団としており、その内訳は表9-1のとおりである。市区町村区分は母集団の構成比は類似しており、適合度の検定の結果、回収標本には偏りが少ないことが確かめられた。

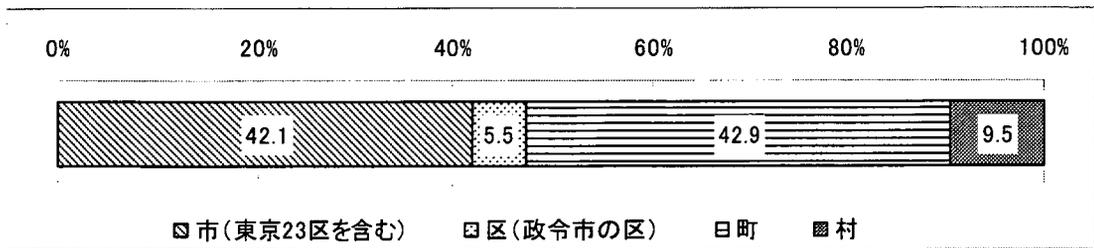


図 9-1 社協の市区町村区分 [N=527]

表 9-1 母集団と回収標本の市区町村区分

市区町村区分	市	区	町	村	合計
全数	788	130	824	195	1,957
構成比	40.3%	6.6%	42.1%	10.0%	100.0%
回収数	222	29	226	50	527
構成比	42.1%	5.5%	42.9%	9.5%	100.0%

(2) 管内人口

管内の人口は、最も少ない社協が 391 人、最も多い社協が 693,297 人であった。管内人口の平均は市区社協が 108,850 人、町村社協が 13,443 人であった。

(3) 管内の高齢化率

管内の高齢化率は、最も少ない社協が 11.6%、最も多い社協が 54.5%であった。管内高齢化率の平均は市区社協が 24.1%、町村社協が 28.9%であった。

(4) 管内の世帯数

管内の世帯数は、最も少ない社協が 209 世帯、最も多い社協が 344,808 世帯であった。管内世帯数の平均は市区社協が 45,250 世帯、町村社協が 4,783 世帯であった。

(5) 市町村合併の有無

位置する自治体が平成 17 年 4 月以降に市町村合併をした社協は、全体の 27%であった (図 9-2)。

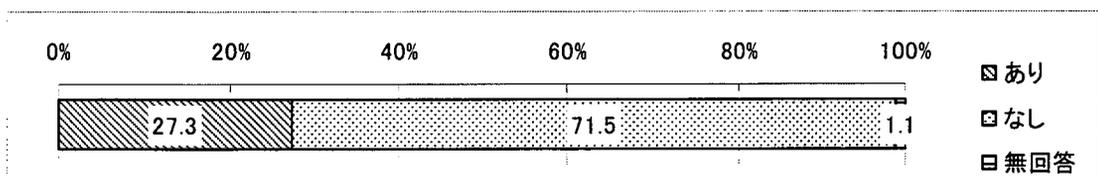


図 9-2 社協の市区町村区分 [N=527]

(6) 担当エリアを管轄する福祉事務所の数

担当エリアを管轄する福祉事務所の数は、1 箇所のみが 95%を占めた (図 9-3)。

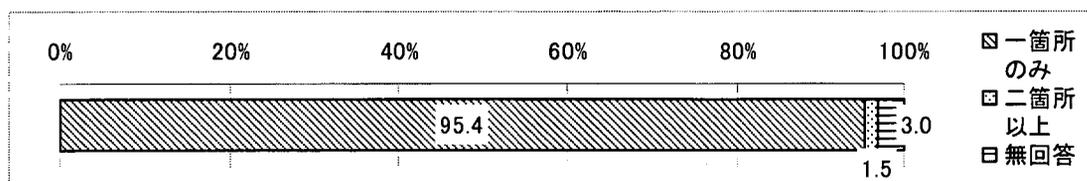


図 9-3 社協の市区町村区分 [N=527]

3 職員体制

(1) 社協全体の職員

社協全体の職員は、最も少ない社協が2人、最も多い社協が1,036人であった。1社協あたりの職員総数（正規・非正規職員の合計）の平均値は、市区社協が98人、町村社協が31人であった。正規・非正規の別では、正規職員が0～475人、非正規職員が0～949人であり、広く分散していた。職員数の平均値は表9-2のとおりである。

職員のうち資格保有者数を、正規職員・非正規職員（常勤）・非正規職員（非常勤）別に集計すると、表9-3～表9-5のようになった。介護福祉士や介護支援専門員の有資格者数は相対的に多いが、社会福祉士や精神保健福祉士の有資格者数は少なかった。

表 9-2 社協全体の職員数の平均値（総数）

	市区社協	町村社協
正規職員総数	32.3人 [223]	11.3人 [225]
非正規職員総数	68.4人 [185]	19.7人 [192]
うち、常勤	24.8人 [193]	7.6人 [186]
うち、非常勤	54.8人 [165]	15.2人 [163]

※平均値は無回答や不明を除外して算出している

※ [] 内は平均値の算出に利用した回答数をあらわす

表 9-3 社協全体の職員数の平均値（正規職員）

	市区社協	町村社協
全体数	32.3人 [223]	11.3人 [225]
うち、社会福祉士	4.5人 [219]	1.7人 [170]
うち、精神保健福祉士	1.0人 [126]	0.5人 [83]
うち、介護福祉士	14.4人 [191]	6.3人 [205]
うち、介護支援専門員	11.0人 [211]	4.8人 [212]

※平均値は無回答や不明を除外して算出している

※ [] 内は平均値の算出に利用した回答数をあらわす

表 9-4 社協全体の職員数の平均値（非正規職員・常勤）

	市区社協	町村社協
全体数	24.8人 [193]	7.6人 [186]
うち、社会福祉士	1.5人 [109]	0.4人 [71]
うち、精神保健福祉士	0.5人 [79]	0.1人 [56]
うち、介護福祉士	7.6人 [166]	3.3人 [151]
うち、介護支援専門員	4.8人 [139]	1.4人 [115]

※平均値は無回答や不明を除外して算出している

※ [] 内は平均値の算出に利用した回答数をあらわす

表 9-5 社協全体の職員数の平均値（非正規職員・非常勤）

	市区社協	町村社協
全体数	54.8人 [165]	15.2人 [163]
うち、社会福祉士	0.6人 [80]	0.1人 [56]
うち、精神保健福祉士	0.1人 [64]	0.1人 [55]
うち、介護福祉士	9.5人 [133]	3.5人 [127]
うち、介護支援専門員	2.4人 [104]	1.2人 [82]

※平均値は無回答や不明を除外して算出している

※ [] 内は平均値の算出に利用した回答数をあらわす

(2) 地域福祉活動専門員（コミュニティワーカー）

地域福祉活動専門員は、最も少ない社協が2人、最も多い社協が28人であった。1社協あたりの地域福祉活動専門員の総数（正規・非正規職員の合計）の平均値は、市区社協が5人、町村社協が2人であった。正規・非正規の別については、正規職員が0～26人、非正規職員が0～12人であった。平均値は表9-6のとおりであり、各社協に数名程度の配置となっていた。

職員のうち資格保有者数を、正規職員・非正規職員（常勤）・非正規職員（非常勤）別に集計すると、表9-7～表9-9のようであり、いずれの有資格者数とも少なかった。

ただし、本項目の回答率は全般的に低く、特に非正規職員数や有資格者の内訳の回答が少なかったため、実情が十分反映されていない可能性がある。

表 9-6 地域福祉活動専門員数の平均値（総数）

	市区社協	町村社協
正規職員総数	3.9人 [173]	1.4人 [176]
非正規職員総数	1.3人 [87]	0.5人 [76]
うち、常勤	1.6人 [71]	0.6人 [58]
うち、非常勤	0.5人 [53]	0.1人 [44]

※平均値は無回答や不明を除外して算出している

※ [] 内は平均値の算出に利用した回答数をあらわす

表 9-7 地域福祉活動専門員数の平均値（正規職員）

	市区社協	町村社協
全体数	3.9人 [173]	1.4人 [176]
うち、社会福祉士	1.7人 [127]	0.8人 [92]
うち、精神保健福祉士	0.4人 [66]	0.1人 [46]
うち、介護福祉士	1.1人 [74]	0.5人 [65]
うち、介護支援専門員	1.7人 [103]	0.8人 [87]

※平均値は無回答や不明を除外して算出している

※ [] 内は平均値の算出に利用した回答数をあらわす

表 9-8 地域福祉活動専門員数の平均値（非正規職員・常勤）

	市区社協	町村社協
全体数	1.6人 [71]	0.6人 [58]
うち、社会福祉士	0.5人 [42]	0.2人 [35]
うち、精神保健福祉士	0.4人 [32]	0.0人 [29]
うち、介護福祉士	0.2人 [37]	0.2人 [33]
うち、介護支援専門員	0.3人 [35]	0.2人 [33]

※平均値は無回答や不明を除外して算出している

※ [] 内は平均値の算出に利用した回答数をあらわす

表 9-9 地域福祉活動専門員数の平均値（非正規職員・非常勤）

	市区社協	町村社協
全体数	0.5人 [53]	0.1人 [44]
うち、社会福祉士	0.0人 [30]	0.0人 [28]
うち、精神保健福祉士	0.0人 [30]	0.0人 [28]
うち、介護福祉士	0.0人 [30]	0.0人 [29]
うち、介護支援専門員	0.0人 [30]	0.0人 [28]

※平均値は無回答や不明を除外して算出している

※ [] 内は平均値の算出に利用した回答数をあらわす

(3) コミュニティ・ソーシャルワーカー

コミュニティ・ソーシャルワーカーを配置している社協は約2割であった（図9-4）。

なお、本調査におけるコミュニティ・ソーシャルワーカーとは、CSW（コミュニティソーシャルワーク）を担う人を指す。CSWとは、従来のCW（コミュニティワーク）が利用者を取り巻く社会環境（＝地域社会）へ介入することを主眼としているのに対し、CSWは地域社会で生活する利用者の個別支援と、CWという地域支援（援助）を結びつけていくことを目的とした、新しい方法・技術である。「これからの地域福祉のあり方検討会報告書」で提示された、地域福祉コーディネーターの用いる地域支援の方法・技術をCSWとしている。

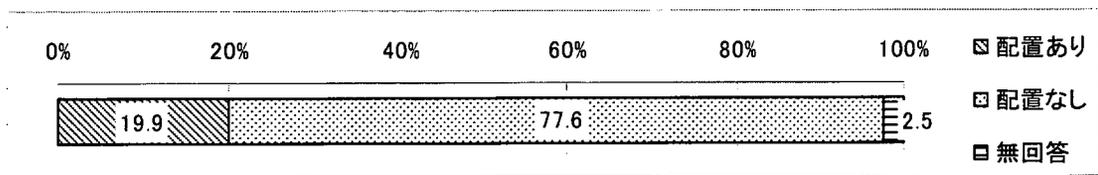


図 9-4 コミュニティ・ソーシャルワーカーの配置 [N=527]

4 実施している事業

(1) 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）

日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）を実施している社協は全体の84%であった（図9-5）。

事業の人員体制をみると、専門員の人数は0～7人、生活支援員の人数は0～84人であり、特に生活支援員の体制については社協間に大きな差があった。市区社協の平均は、専門員2人、生活支援員11人、町村社協の平均は専門員1人、生活支援員2人であった（表9-10）。

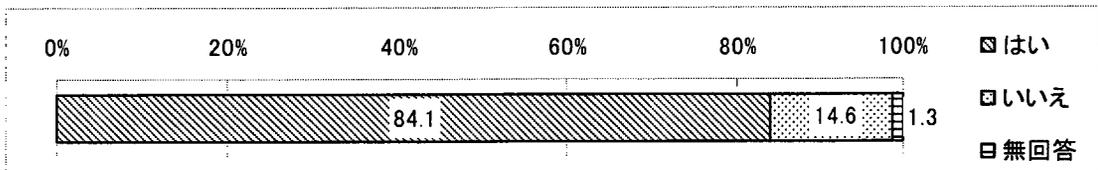


図 9-5 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の実施 [N=527]

表 9-10 専門員・生活支援員の人数の平均値

	市区社協	町村社協
専門員	1.5人 [199]	0.8人 [115]
生活支援員	10.8人 [201]	2.4人 [197]

※平均値は無回答や不明を除外して算出している

※ [] 内は平均値の算出に利用した回答数をあらわす

(2) 会員制の住民参加型サービス

会員制の住民参加型サービスを実施している社協は約2割であった（図9-6）。

サービスの人員体制をみると、担当職員の数人は1～27人、協力会員の人数は0～1,042人、利用会員の人数は0～4,023人であり、協力会員・利用会員については社協間に大きな差があった。市区の1社協あたりの平均は、担当職員3人、協力会員13人、利用会員241人、町村の1社協あたりの平均は担当職員2人、協力会員23人、利用会員226人であった（表9-11）。

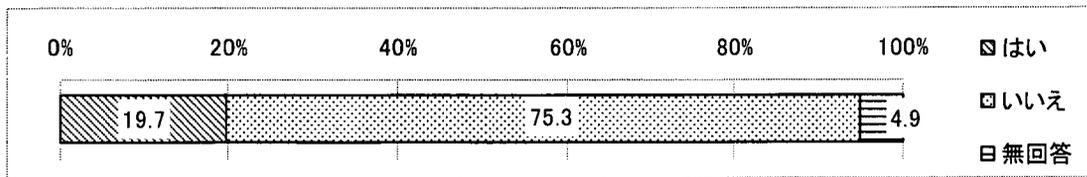


図 9-6 会員制の住民参加型サービスの実施 [N=527]

表 9-11 担当職員・協力会員・利用会員の人数の平均値

	市区社協	町村社協
担当職員	2.7人 [65]	1.5人 [33]
協力会員	12.6人 [56]	23.2人 [24]
利用会員	240.9人 [57]	226.4人 [24]

※平均値は無回答や不明を除外して算出している

※ [] 内は平均値の算出に利用した回答数をあらわす

(3) 見守り・デイサービス事業

ふれあい生き生きサロンの運営支援をしている社協は75%であった(図9-7)。サロンの数は1箇所から1,082箇所まで社協によって大きく差があった。1社協あたりのサロンの数の平均は市区で56.5箇所、町村で16.0箇所であった(表9-12)。

ミニデイサービスの運営支援をしている社協は17%であった(図9-8)。開催場所の数は0~89箇所、1社協あたりの開催場所の数の平均は市区で9.3箇所、町村で7.4箇所であった(表9-13)。

見守りネットワーク事業をしている社協は40%であった(図9-9)。事業の利用者(対象者)数は、1人から12,739人まで広く分散しており、1社協あたりの平均は市区で1575人、町村で284人であった(表9-14)。

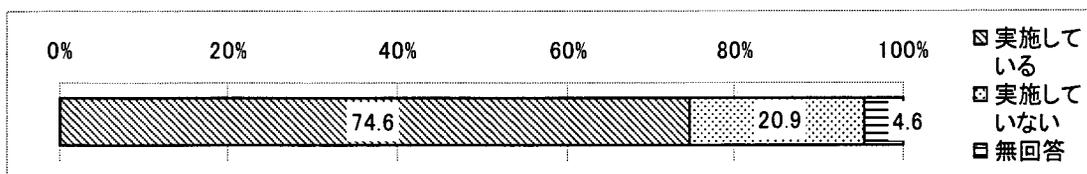


図 9-7 ふれあい生き生きサロンの運営支援の実施 [N=527]

表 9-12 サロンの数の平均値

市区社協	町村社協
56.5箇所 [190]	16.0箇所 [174]

※平均値は無回答や不明を除外して算出している

※ [] 内は平均値の算出に利用した回答数をあらわす

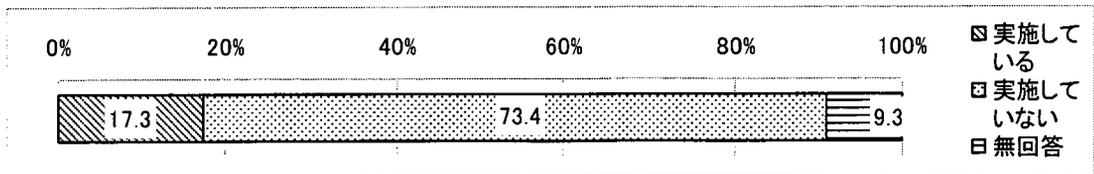


図 9-8 ミニデイサービスの運営支援の実施 [N=527]

表 9-13 開催場所数の平均値

市区社協	町村社協
9.3 箇所 [46]	7.4 箇所 [40]

※平均値は無回答や不明を除外して算出している

※ [] 内は平均値の算出に利用した回答数をあらわす

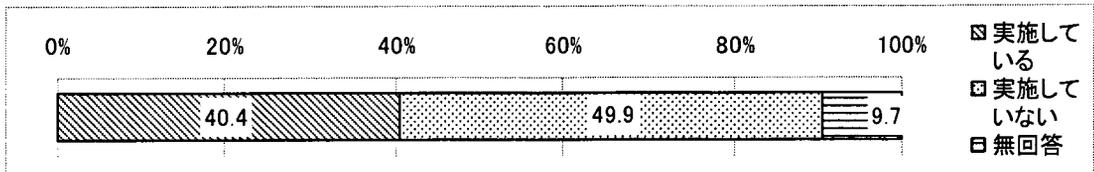


図 9-9 見守りネットワーク事業の実施 [N=527]

表 9-14 事業の利用者数の平均値

市区社協	町村社協
1574.5 人 [82]	283.9 人 [73]

※平均値は無回答や不明を除外して算出している

※ [] 内は平均値の算出に利用した回答数をあらわす

※一部の社協の回答は延べ数の可能性がある

(4) 相談事業

総合相談・なんでも相談を実施している社協は80%であった(図9-10)。担当者数は正規職員が0~23人、非正規職員が0~20人、民生委員を含むボランティアが0~187人と1社協によって体制に違いがあった。1社協あたりの担当者数の平均は表9-15のとおりであった。相談窓口の頻度は、「常時」「一週間の決まった日時」「ひと月の決まった日時」に3分された(図9-11)。

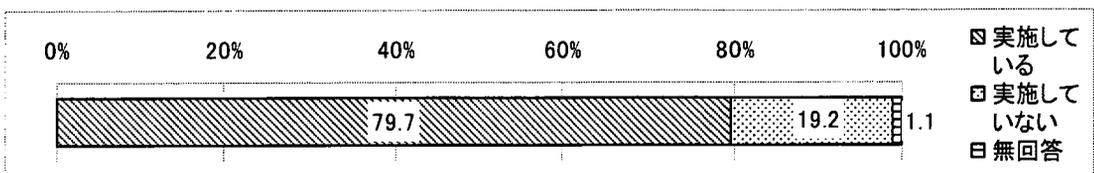


図 9-10 総合相談・なんでも相談の実施 [N=527]

表 9-15 担当者数の平均値

	市区社協	町村社協
担当職員（正規）	3.1人 [144]	1.6人 [168]
担当職員（非正規）	2.4人 [86]	1.8人 [63]
ボランティア（民生委員含む）	18.9人 [125]	15.6人 [132]

※平均値は無回答や不明を除外して算出している

※ [] 内は平均値の算出に利用した回答数をあらわす

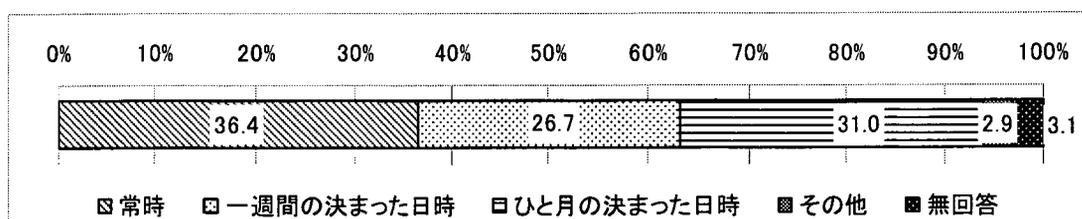


図 9-11 窓口の開設頻度 [N=420]

(5) 活動拠点

より小規模な地域またはコミュニティの単位ごとに社協の活動拠点があるかどうかについては、36%が「ある」と回答した（図9-12）。「ある」と回答した社協のうち、地区数および地区社協のある地区数の記載があった170社協のうち、すべての地区に地区社協があるのは74%であった。

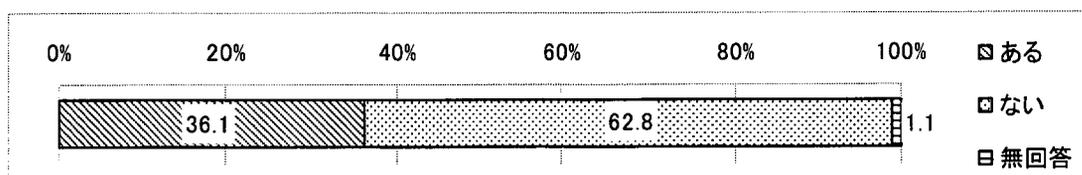


図 9-12 社会福祉協議会の活動拠点（地区社協等）の有無 [N=527]

(6) ボランティアセンター機能

ボランティアセンターの機能を持っているかどうかについては、87%が「はい」と回答した（図9-13）。「はい」と回答した社協のボランティアコーディネーターの数は、0人から170人と社協によって幅があるが、1社協あたりの人数は表9-16のとおりであり、市区社協・町村社協ともに2人程度の体制であった。

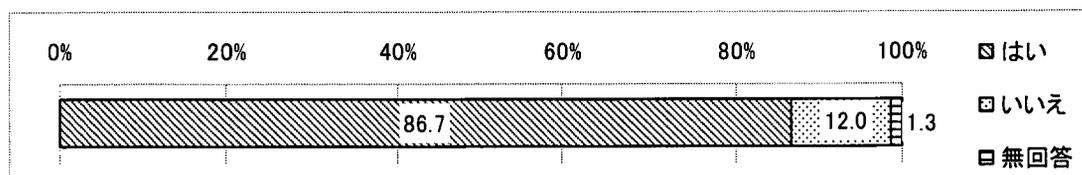


図 9-13 ボランティアセンター機能の有無 [N=527]

表 9-16 ボランティアコーディネーター数の平均値

市区社協	町村社協
2.2人 [229]	1.9人 [202]

※平均値は無回答や不明を除外して算出している

※ [] 内は平均値の算出に利用した回答数をあらわす

(7) 低所得者・生活困窮者に対する事業

低所得者・生活困窮者の支援を目的とした事業や活動として、「市区町村社協が独自に必要な性を判断して貸付（国の制度以外）ができる事業」の実施率が68%と最も高く、以下「貸付以外の現金給付の事業」「低所得者・生活困窮者の支援を主な目的とした個別援助事業」「貸付以外の現物給付の事業」と続いた。「その他」には「歳末たすけあい運動による現金給付」「災害見舞金の支給」などの回答があった（図9-14）。

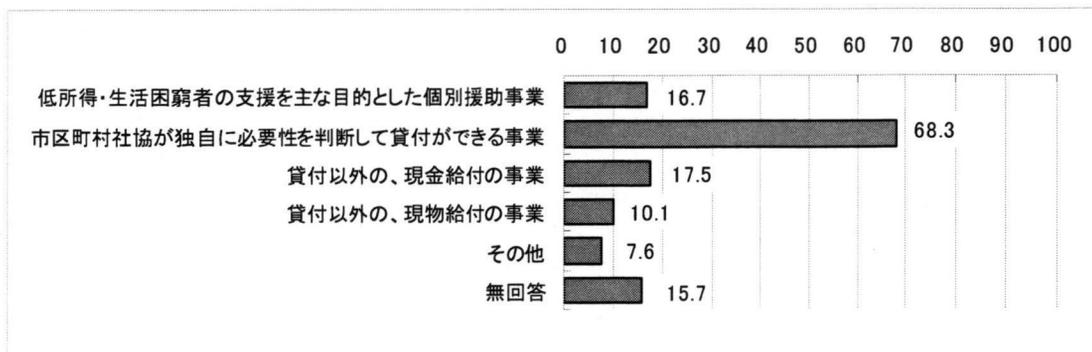


図 9-14 低所得者・生活困窮者の支援を目的とした事業や活動の実施 [N=527、複数回答]

(8) 高齢者・障害者・児童を対象とした事業

1) 高齢者を対象とした事業

介護保険事業は83%が実施していた（図9-15）。

介護保険事業を実施している場合の事業の内容は、介護給付サービスの実施、予防給付サービスの実施が主体であった。また、介護保険事業を実施している社協の3割は、地域包括支援センターの受託をしていた。その他の事業としては、「生活指導員派遣事業」「地域支援事業」「特定高齢者支援事業」「居宅介護支援事業」「単身高齢者の集い事業」「生活支援ハウスの運営」などがあつた（図9-16）。

当事者組織の運営・支援を行っているとは回答したのは39%であつた（図9-17）。

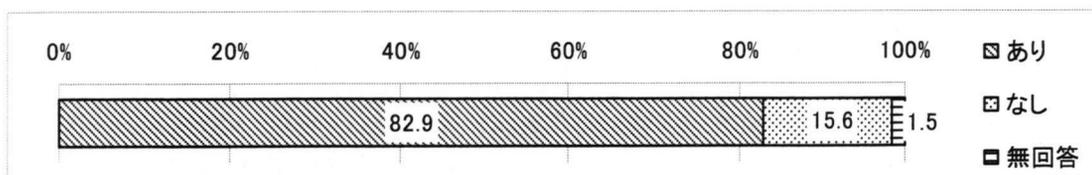


図 9-15 介護保険事業の実施 [N=527]

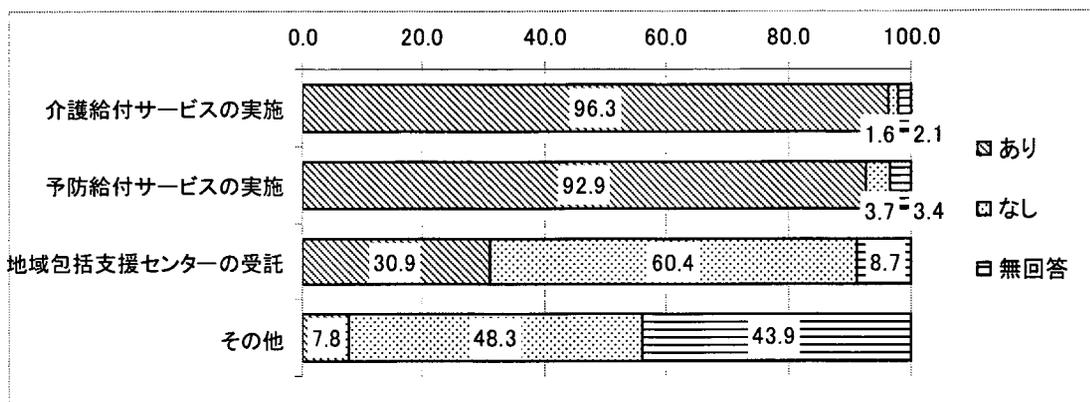


図 9-16 介護保険事業の内訳 [N=347]

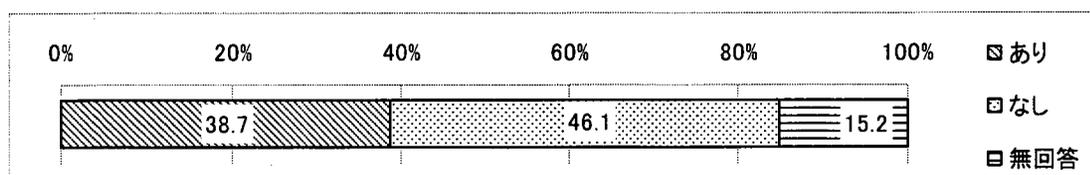


図 9-17 高齢者の当事者組織の運営・支援の実施 [N=527]

2) 障害者（児）を対象とした事業

自立支援給付は73%が実施していた（図9-18）。

自立支援給付を実施している場合の事業の内容は、介護給付サービスの実施が主体であり、訓練等給付サービスを実施しているのは18%と少なかった。また、地域生活支援事業を実施していたのは49%であった。その他の事業としては、「移動支援事業」「通所授産施設・共同作業所・福祉作業所などの運営」「介護者リフレッシュ事業」「シルバーハウジングの受託」「障害者（児）預かり事業」などがあった（図9-19）。

当事者組織の運営・支援を行っているとは回答したのは43%であった（図9-20）。

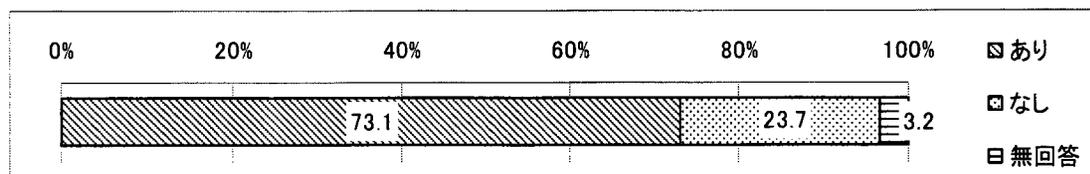


図 9-18 自立支援給付の実施 [N=527]

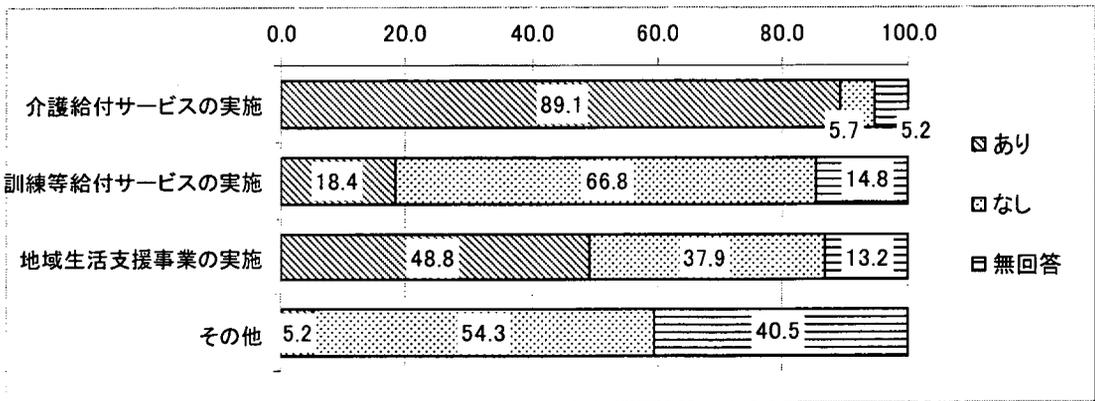


図 9-19 自立支援給付の内訳 [N=385]

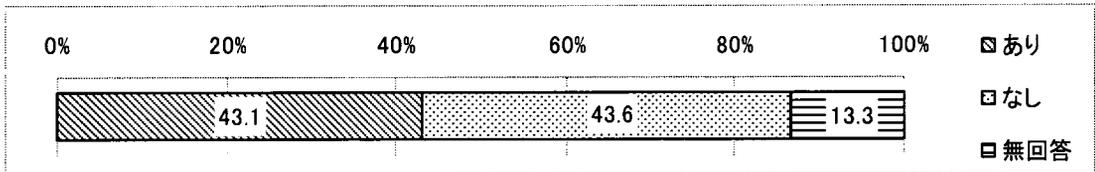


図 9-20 障害者(児)の当事者組織の運営・支援の実施 [N=527]

3) 子どもや子育てを対象とした事業

子どもや子育てを対象とした事業は、高齢者や障害者を対象とした事業と比べて実施率が低く、「児童・幼児の施設での預かり事業」「在宅支援の運営・補助」「当事者組織の運営・支援」のいずれも、実施している社協は 2 割前後であった。その他の事業としては、「子育てボランティアの養成・派遣」「子育てサロン」「おもちゃ図書館」「ひとり親家庭休養事業（日帰り、宿泊旅行）」「イベントの開催」などがあつた（図 9-21）。

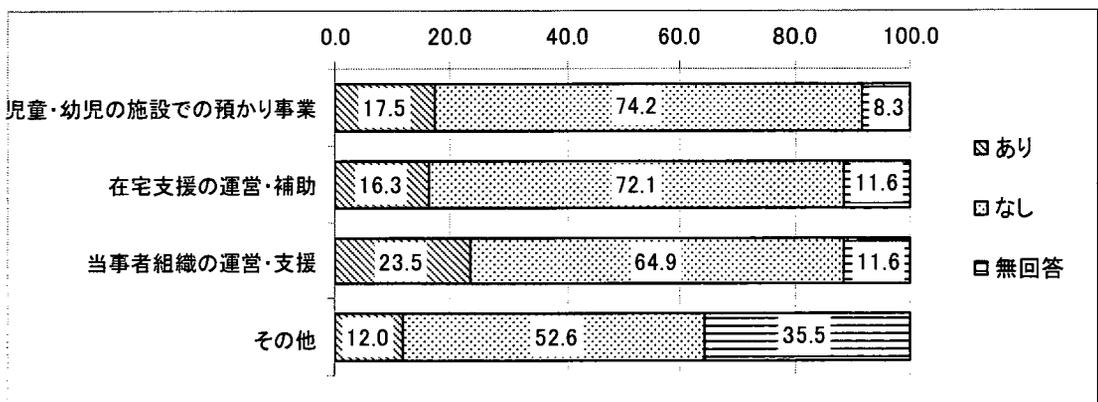


図 9-21 子どもや子育てを対象とした事業 [N=527]

5 考察とまとめ

社協の職員体制をみると介護福祉士や介護支援専門員の資格を持つ職員は相当数いるが、社会福祉士や精神保健福祉士の資格を持つ職員は少ない。また、1社協あたりの地域福祉活動専門員の人数も、市区社協で5人、町村社協で2人と少なく、さらにコミュニティ・ソーシャルワーカーを配置している社協は全体の2割に満たない。本研究テーマである低所得者への相談援助・支援においては、社会福祉分野の専門的知識や技術が必要であると思われるが、これらを備えた人材が現場には少数しかいないということが明らかとなった。

取り組んでいる事業の内容をみると、多数の社協が、地域福祉権利擁護事業やふれあい生き生きサロンの運営支援、総合相談・なんでも相談を実施しており、またボランティアセンターの機能を果たしている。高齢者や障害者を対象とする事業にも多数の社協が取り組んでいる。ただし、当事者組織の運営・支援の実施は4割前後であり、住民参加型サービスの実施も2割にとどまることから、サービスの提供者としての取り組みは行っているものの、当事者参加や当事者主体の取り組みは弱いといえる。また、子どもや子育て世帯を対象とする事業の実施率は相対的に低い。低所得者・生活困窮者を対象とする事業としては、独自の貸付事業を実施している社協が7割近くあるが、貸付以外の事業の実施を行っているところは少ない。つまり、現況では、社協の事業・活動は、高齢者・障害者を対象とするものが主流であり、子育て世帯や低所得者への対応が不足していることが伺える。

なお、社協の属性・活動は、社協が位置する自治体の規模や人口・高齢化率などの影響を受けていると思われる。本年度は単純集計までしか行うことができず深い考察ができていない。今後はこれらの条件を踏まえた分析を行うことが課題である。

(要約)

本章では、アンケート調査の単純集計結果をもとに、総合支援資金の貸付実績および貸付の実施体制について報告する。

総合支援資金の貸付実績については、貸付決定の実績が全くない社協が約300社協ある一方で、市区部の社協を中心に多いところでは制度改正後のわずか1ヶ月間の実績が改正前の1年間の実績に相当するほど、相談件数や貸付決定件数が増加していた。貸付要件の緩和として保証人なしでも貸付が可能になったことが、件数の増加の背景にあると推察される。

貸付担当部署の職員体制は兼務が中心であり、兼務業務の内容は、経理・事務や広報・共同募金などが多く、相談援助・支援機能と関係の深い地域福祉関連の業務との兼務は相対的に少なかった。また、新制度にともなう貸付担当職員の増員はほとんど見られなかった。増員がない社協の3割は、その理由として「事務費の確保ができない」と回答した。増員した社協においても、その理由は貸付の相談・申込・契約に関する業務の円滑化であり、貸付を行ったものに対する自立支援の体制の強化を目的とした人員配置をしているところは少数であった。

結果として、ほとんどの社協は十分な職員体勢を備えないままに新制度に対応しており、制度が本来重視している「相談援助・支援機能」の強化については対応が遅れている状況が明らかとなった。

1 はじめに

本章では総合支援資金の貸付実績および貸付の実施体制について、アンケート調査の単純集計から明らかになったことを報告する。

2 生活福祉資金貸付の実績

制度改正前の貸付実績について、平成20年度の実績は以下のとおりであり、社協によって件数や率に大きな開きがあった。

更生資金は、相談件数0～52件、借受申込件数0～6件、貸付決定件数0～6件、貸付中件数0～356件、償還率0～100%であった。福祉資金は、相談件数0～280件、借受申込件数0～16件、貸付決定件数0～16件、貸付中件数0～80件、償還率0～100%であった。療養・介護等資金は、相談件数0～153件、借受申込件数0～13件、貸付決定件数0～9件、貸付中件数0～69件、償還率0～100%であった。災害援護資金は、相談件数0～14件、借受申込件数0～1件、貸付決定件数0～1件、貸付中件数0～18件、償還率0～100%であった。緊急小口資金は、相談件数0～600件、借受申込件数0～64件、貸付決定件数0～59

件、貸付中件数 0～206 件、償還率 0～100%であった。離職者支援資金は、相談件数 0～483 件、借受申込件数 0～70 件、貸付決定件数 0～64 件、貸付中件数 0～244 件、償還率 0～100%であった。修学資金は、相談件数 0～272 件、借受申込件数 0～37 件、貸付決定件数 0～53 件、貸付中件数 0～452 件、償還率 0～100%であった。すべての資金をまとめると、相談件数 0～1351 件、借受申込件数 0～204 件、貸付決定件数 0～178 件、貸付中件数 0～1288 件であった。市区と町村部に分けてその平均値をまとめると表 10-1 のとおりであった。

資金別では、緊急小口資金、離職者支援資金、修学支援資金の相談件数が多くなっていた。また貸付決定件数も、緊急小口資金と修学支援資金が多くなっていた。

いずれの資金も、相談件数や借受申込件数、貸付決定件数、貸付中件数は、市区社協のほうが町村社協よりも実績が多かった。しかし償還率については、更生資金、福祉資金、離職者支援資金、修学資金のそれぞれにおいて、町村社協の平均値のほうが市区社協のそれよりも高かった。

表 10-1 生活福祉資金貸付の実績の平均値（平成 20 年度）

		相談件数	借受申込件数	貸付決定件数	貸付中件数	償還率
更生資金	市区	5.2 件[114]	0.5 件[127]	0.5 件[133]	11.8 件[155]	18.5%[87]
	町村	0.8 件[113]	0.1 件[82]	0.1 件[79]	4.4 件[129]	30.1%[83]
福祉資金	市区	15.6 件[130]	1.3 件[158]	1.3 件[160]	8.9 件[155]	38.3%[88]
	町村	1.9 件[150]	0.6 件[106]	0.4 件[104]	2.8 件[142]	39.8%[89]
療養・介護等資金	市区	9.0 件[111]	0.6 件[127]	0.5 件[129]	3.9 件[136]	35.1%[65]
	町村	0.5 件[113]	0.1 件[85]	0.1 件[84]	1.0 件[102]	30.7%[47]
災害援護資金	市区	0.4 件[81]	0.1 件[104]	0.1 件[107]	0.8 件[114]	16.8%[42]
	町村	0.0 件[92]	0.0 件[74]	0.0 件[74]	0.3 件[84]	12.4%[35]
緊急小口資金	市区	28.5 件[129]	5.1 件[158]	4.9 件[157]	8.9 件[139]	30.6%[71]
	町村	1.6 件[125]	0.6 件[103]	0.6 件[99]	0.7 件[99]	15.2%[47]
離職者支援資金	市区	22.1 件[135]	2.2 件[148]	2.1 件[147]	9.7 件[151]	18.8%[79]
	町村	1.3 件[128]	0.2 件[99]	0.2 件[94]	0.9 件[108]	24.1%[53]
修学資金	市区	19.8 件[141]	5.0 件[173]	5.2 件[185]	41.6 件[169]	47.6%[96]
	町村	1.8 件[170]	1.1 件[149]	1.2 件[145]	11.9 件[173]	61.9%[113]

※貸付中件数及び償還率は、20年度末の実績

※償還率は、20年度末の償還計画額に対する償還額の割合

※上記平均値は、無回答や不明を除外して算出している

※[]内は平均値の算出に利用した回答数をあらわしている

3 総合支援資金貸付等の実績

(1) 資金別貸付実績

制度改正後の貸付実績について、平成21年12月の実績は以下のとおりであり、社協によって件数や率に大きな開きがあった。

総合支援資金は、相談件数0～580件、借受申込件数0～59件、貸付決定件数0～83件、決定件数中保証人なし0～63件、住宅手当との併用0～50件、つなぎ資金との併用0～31件であった。総合支援資金のうち住宅入居費は、借受申込件数0～8件、貸付決定件数0～11件、決定件数中保証人なし0～11件、つなぎ資金との併用0～10件であった。総合支援資金のうち生活支援費は、借受申込件数0～50件、貸付決定件数0～43件、決定件数中保証人なし0～158件、住宅手当との併用0～41件、つなぎ資金との併用0～11件であった。総合支援資金のうち一時生活再建費は、借受申込件数0～18件、貸付決定件数0～17件、決定件数中保証人なし0～17件、住宅手当との併用0～17件、つなぎ資金との併用0～10件であった。臨時特例つなぎ資金は、相談件数0～78件、借受申込件数0～13件、貸付決定件数0～14件であった。福祉資金（緊急小口）は、相談件数0～236件、借受申込件数0～36件、貸付決定件数0～37件であった。福祉資金（福祉費）は、臨時特例つなぎ資金は、相談件数0～98件、借受申込件数0～4件、貸付決定件数0～6件、決定件数中保証人なし0～6件であった。教育支援金は、相談件数0～68件、借受申込件数0～14件、貸付決定件数0～14件、決定件数中保証人なし0～9件であった。すべての資金をまとめると、相談件数0～1057件、借受申込件数0～116件、貸付決定件数0～113件、決定件数中保証人なし0～63件、住宅手当との併用0～50件、つなぎ資金との併用0～31件であった。市区社協と町村社協に分けてその平均値をまとめると表10-2のとおりであった。

資金別では、総合支援資金の相談件数が多くなっていた。貸付決定件数も、総合支援資金が多く、特に生活支援費が多くなっていた。

またいずれの資金も、相談件数や借受申込件数、貸付決定件数は、市区社協のほうが町村社協よりも実績が多かった。

制度改正後の貸付の実績は、わずか1ヶ月分が制度改正前の年間の実績数に匹敵する件数であった。また、制度改正にともない資金によっては貸付要件として保証人がなくても借りられるようになったが、貸付決定件数中保証人なしの割合は非常に高かった。

表 10-2 総合支援資金貸付等の実績の平均値（平成 21 年 12 月）

		相談件数	借受申込 件数	貸付決定 件数	決定件数中 保証人なし	住宅手当 の併用	つなぎ資金 の併用
総合支援資金 (合計)	市区	18.6 件[200]	5.2 件[189]	5.0 件[180]	4.4 件[167]	3.4 件[139]	1.1 件[127]
	町村	1.4 件[181]	1.0 件[109]	0.8 件[98]	0.8 件[87]	0.2 件[72]	0.1 件[70]
つなぎ資金 臨時特例	市区	2.0 件[139]	0.9 件[139]	0.9 件[130]			
	町村	0.2 件[126]	0.1 件[84]	0.1 件[78]			
緊急小口 福祉資金	市区	8.1 件[175]	2.9 件[169]	3.2 件[167]			
	町村	0.9 件[156]	0.4 件[109]	0.5 件[100]			
福祉資金 福祉費	市区	5.0 件[162]	0.7 件[151]	0.6 件[138]	0.4 件[118]		
	町村	0.5 件[137]	0.1 件[89]	0.1 件[78]	0.0 件[59]		
教育支援資金	市区	3.3 件[160]	1.0 件[148]	0.9 件[138]	0.7 件[116]		
	町村	0.6 件[148]	0.3 件[97]	0.3 件[86]	0.2 件[67]		

※上記平均値は、無回答や不明を除外して算出している

※[]内は平均値の算出に利用した回答数をあらわしている

(2) 総合支援資金貸付決定の実人数

総合支援資金の貸付決定実人数（平成 21 年 12 月）は、0～45 人であり、1 社協あたりの平均は市区で 3.5 人、町村で 0.4 人であった（表 10-3）。なお、総合支援資金貸付決定の実人数が 0 人と回答した社協は 298 社協（市区社協 84、町村社協 214）であった。

表 10-3 総合支援資金の貸付決定実人数（平成 21 年 12 月）

市区社協	町村社協
3.5 人 [232]	0.4 人 [262]

※平均値は無回答や不明を除外して算出している

※[]内は平均値の算出に利用した回答数をあらわす

(3) 自立計画書の策定人数

総合支援資金の貸付決定人数（平成 21 年 12 月）中、自立計画書を策定した人数は、0～39 人であり、1 社協あたりの平均は市区で 2.2 人、町村で 0.3 人であった（表 10-4）。なお、自立計画書の策定人数が 0 人と回答した社協は 283 社協（市区社協 91、町村社協 192）であった。